

スタートアップからの公共調達推進における 新事業分野開拓者認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名古屋市内のスタートアップ企業からの公共調達を推進するに際し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第4号、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「規則」という。）第12条の3及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「公営規則」という。）第53条に基づき、新商品の生産又は新役務の提供（以下「新商品等の生産・提供」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者（以下「新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者」という。）を市長が認定すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) スタートアップ企業 法人設立後10年以内の未上場の株式会社
- (2) 拠点 事業の用に直接供する事務所又は施設等
- (3) 新商品等 新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務であり、申請時において販売開始から5年以内のもの

(認定対象者)

第3条 この要綱に基づく認定を受けることができる者は、認定の日において市内に拠点を有するスタートアップ企業であって、かつ本市が調達を検討している新商品等を有する者のうち、申請の日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 「J-Startup」選定企業又は「J-Startup CENTRAL」選定企業
- (2) 市長が別に定める社会実証事業等の支援対象事業者で、課題解決に資する結果を得られた者
- (3) 規則第12条の3各項又は公営規則第53条各項に定める手続きにより、他の普通地方公共団体の長による認定を受けた者のうち、本市において課題解決に資する結果を期待できる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に基づく認定を受けることができない。

- (1) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 本市からの指名停止の措置を受けその期間にある者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、更生計画又は再生計画の認可決定が確定した者を除く。）
- (4) 国税及び地方税を滞納している者

(5) その他、市長が適切でないと判断する者

(申請方法)

第4条 この要綱に基づく認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項について明らかにした新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）、申請者の概要及び名古屋市の部署等での使用方法等をそれぞれ作成し、様式第1号により市長に申請するものとする。ただし、第3条第1項第3号に該当する者による実施計画については、既に他の普通地方公共団体の長が規則第12条の3各項又は公営規則第53条各項に定める手続きにより認定を行った際に確認した実施計画（以下「他団体認定実施計画」という。）のうち、次の各号に掲げる事項が申請の日において変更がない場合は、他団体認定実施計画の写しをもって市長に申請することができるものとする。

- (1) 新商品等の生産・提供の目標
- (2) 新商品等の内容
- (3) 新商品等の生産・提供の実施時期
- (4) 新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

2 申請者は、申請の際、次の附属書類を添付する。

- (1) 新商品等の詳細が分かるカタログ
- (2) 登記事項証明書及び定款
- (3) 直近期の決算資料
- (4) 会社概要
- (5) 納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(事業者の認定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、申請者を新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者として認定するものとする。

- (1) 当該実施計画に係る新商品等が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであっても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- (2) 当該実施計画に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は市民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、新商品等の生産・提供による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

2 市長は、前項の規定により申請者を認定し、又は認定しないことを決定するときは、学識経験者2名以上から意見を聴くものとする。ただし、第3条第1項第3号に該当す

る者であって、第4条第1項ただし書き及び第6条第1項ただし書きに規定する他団体認定実施計画の写しをもって申請した者を除く。

- 3 市長は、第1項の規定により申請者を認定し、又は認定しないことを決定したときは、様式第2号により速やかにその旨を申請者に通知する。
- 4 第1項で定める認定の期間は、市長が認定の通知をした日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、第3条第1項第3号に該当する者に対する認定の期間は、他の普通地方公共団体の長による新商品等の認定期間を超えることはできない。

(実施計画の変更申請と届出)

第6条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、実施計画を変更しようとするときは、変更後の実施計画を作成し、様式第3号により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、第3条第1項第3号に該当する者による変更後の実施計画については、変更後の他団体認定実施計画のうち第4条第1項各号に規定する内容が申請の日において更に変更がない場合は、当該実施計画の写しをもって市長に申請することができるものとする。

- 2 認定者は、申請者の概要又は名古屋市の部署等での使用方法等について変更があるときは、様式第4号により速やかに市長に届け出なければならない。ただし、認定との関連性が低いものや軽微なものはこの限りでない。

(実施計画の変更の承認)

第7条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、当該実施計画の変更が適切なものであると認めるときは、当該実施計画の変更を承認する。

- 2 前項の規定により当該実施計画の変更を承認し、又は承認しないことを決定するときは、第5条第2項の規定を準用する。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- 3 市長は、第1項の規定により当該実施計画の変更を承認し、又は承認しないことを決定したときは、様式第5号により、速やかにその旨を認定者に通知する。

(実施計画の中止)

第8条 認定者は、認定期間中に実施計画に係る事業を中止したときは、様式第6号により、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定者が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合は、その認定を取り消すことができる。

- (1) 実施計画（第6条の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に従って事業を実施していない場合
- (2) 第3条第1項第3号及び同条第2項に定める認定対象に該当しなくなった場合
- (3) 偽りの申請により認定を受けた場合
- (4) 知的財産権に関し、特許権等の侵害等重大な障害があることが判明した場合
- (5) 自社又は関連企業が、認定を投資の勧誘等、新商品等の販売促進以外の目的で使用

した場合

(6) 前各号のほか、この要綱に定める事項に反し、又は市長の指示に従わなかった場合

2 市長は、前項の規定により認定の取消しをしたときは、様式第7号により、速やかにその旨を当該認定者に通知する。

3 第1項の規定による認定の取消しにより損失が発生したときは、当該事業者の負担とする。

(報告及び調査)

第10条 市長は、必要があるときは、認定者に対して実施計画の実施状況についての報告を求め、又は新商品等についての調査をすることができる。

2 認定者は前項に規定する報告及び調査について、市長の指示に従って誠実に対応しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

スタートアップからの公共調達の推進における
新事業分野開拓者認定申請書

年 月 日

名古屋市長 殿

[申請者]

所 在 地：

名 称：

代表者職・氏名：

スタートアップからの公共調達の推進における新事業分野開拓者認定に関する要綱（以下「要綱」といいます。）第4条の規定により、認定を受けたいので以下の書類を添えて申請します。

なお、市長が要綱第9条に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合、認定を取り消すことがあることについて同意します。

（添付書類）

- ① 別添1 申請者の概要
- ② 別添2 新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（実施計画）
- ③ 別添3 名古屋市の部署等での使用方法等
- ④ 新商品等※の詳細が分かるカタログ
- ⑤ 登記事項証明書及び定款
- ⑥ 直近期の決算資料
- ⑦ 会社概要
- ⑧ 納税証明書
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

※ 新商品等とは、新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務であり、申請時において販売開始から5年以内のもの

様式第 1 号 別添 1 (第 4 条関係)

申請者の概要

	整理番号		
(フリガナ) 名称			
(フリガナ) 代表者役職・氏名			
本店 (本社) 所在地	〒		
URL			
設立年月日	(和暦) 年 月 日		
資本金	千円	上場の有無	上場・未上場
従業員数 (役員を除く)	常用	名	臨時 名
事業内容			
市内に有する拠点 (予定)所在地	〒		
(予定)名称・用途			
入居等(予定)年月日	(和暦) 年 月 日		
連絡担当者	(フリガナ) 担当者名		
	部署名/役職		
	連絡先電話番号		
	メールアドレス		
認定対象者の 該当事由	☐ (和暦) 年度 「J-Startup」 選定企業 ☐ (和暦) 年度 「J-Startup CENTRAL」 選定企業 ☐ (和暦) 年度 社会実証事業等【 】の支援対象事業者 ※ 記載例を参考に社会実証事業等の種別番号を記載 ☐ (和暦) 年度 他の地方公共団体の長による新商品等の認定を受けた者		

様式第 1 号 別添 2（第 4 条関係）

新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（実施計画）

1 新商品等の内容（要綱第 4 条第 1 項第 2 号関係）

（1）新商品等の概要

(フリガナ) 新商品等の名称				
新商品等の 販売価格	【税込実売価格】 1 単位当たり	円	単位：	
			最小発注単位：	
新商品等の 概要				
新商品等の 導入実績				
公的支援制度の 採択・認定等実績				

(2) 新商品等の新規性・独自性

新商品等の
競合環境

新商品等の
競合優位性

新商品等の特許等	種類	特許・実用新案・意匠・商標			
	番号				
	出願又は登録年月日				
	権利化状況	権利化・審査請求	審査請求の場合 [#]	請求・未請求	
	発明・考案の名称				
	出願人名				
	権利の利用	自社権利	単独出願・共同出願	共同出願の場合の持分比率	%
		他社権利を利用	専用実施権・通常実施権		
	種類	特許・実用新案・意匠・商標			
	番号				
	出願又は登録年月日				
	権利化状況	権利化・審査請求	審査請求の場合 [#]	請求・未請求	
	発明・考案の名称				
	出願人名				
	権利の利用	自社権利	単独出願・共同出願	共同出願の場合の持分比率	%
		他社権利を利用	専用実施権・通常実施権		
	種類	特許・実用新案・意匠・商標			
	番号				
	出願又は登録年月日				
	権利化状況	権利化・審査請求	審査請求の場合 [#]	請求・未請求	
	発明・考案の名称				
	出願人名				
	権利の利用	自社権利	単独出願・共同出願	共同出願の場合の持分比率	%
		他社権利を利用	専用実施権・通常実施権		

(3) 新商品等の有用性・市場性

新商品等の
有用性

新商品等の
市場性

2 新商品等の生産・提供の実施時期（要綱第4条第1項第3号関係）

新商品等の 販売開始時期 (実施時期)	販売開始： 年 月から
---------------------------	---

3 新商品等の生産・提供の実施方法（要綱第4条第1項第4号関係）

生産・提供形態	商品の場合	自社生産・共同生産・委託生産（一部委託生産も含む）	
		共同生産の場合の自社比率	%
	役務の場合	自社提供・一部委託提供	
	委託先		
	委託内容		
生産工程又は 提供方法の概要			
生産・提供に 必要な機械設備等 の概要			
新商品等の 販売方法			
新商品等の 生産・提供及び 販売・廃棄に 必要な許認可等			
個人情報を含 む秘密情報の 管理体制			
新商品等の保守・ 管理体制			

4 新商品等の生産・提供の実施に必要な資金の額及びその調達方法
(要綱第4条第1号第4号関係)

必要資金額・ 資金調達方法	
------------------	--

5 新商品等の生産・提供の目標 (要綱第4条第1項第1号関係)

新商品等の 直近販売実績	
生産・提供の 目標及び計画	

様式第 1 号 別添 3 （第 4 条関係）

名古屋市の部署等での使用方法等

本市の部署等での使用方法	
具体的に調達を検討している本市の部署等の名称	
上記の部署等との連絡・調整状況	

※本市記入欄

上記部署等との庁内ヒアリングの結果等	
--------------------	--

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

スタートアップからの公共調達の推進における
新事業分野開拓者としての認定について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、スタートアップからの公共
調達の推進における新事業分野開拓者認定に関する要綱第5条第1項の規定に基づき、適合
するものであると認められましたので、下記のとおり認定します。

記

1 認定者：

2 新商品等：

3 認定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

担 当

電 話
メール

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

スタートアップからの公共調達の推進における
新事業分野開拓者としての不認定について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、スタートアップからの公共
調達の推進における新事業分野開拓者認定に関する要綱第5条第1項の規定に基づき、適合
するものであると認められませんでした。

記

1 申請者：

2 新商品等：

担 当

電 話
メール

様式第3号（第6条関係）

スタートアップからの公共調達の推進における
新事業分野開拓者認定に関する実施計画変更承認申請書

年 月 日

名古屋市長 殿

[申請者]

所 在 地：

名 称：

代表者職・氏名：

年 月 日付 第 号による認定に係る実施計画について、下記のとおり変更したいので、スタートアップからの公共調達の推進における新事業分野開拓者認定に関する要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

変更前	変更後

(添付書類) 変更後の実施計画

様式第 4 号（第 6 条関係）

スタートアップからの公共調達の推進における
新事業分野開拓者認定に関する記載事項変更届

年 月 日

名古屋市長 殿

[届出者]
所 在 地：

名 称：
代表者職・氏名：

年 月 日付 第 号による認定に係る記載事項について、下記のとおり変更しましたので、スタートアップからの公共調達の推進における新事業分野開拓者認定に関する要綱第 6 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

2 変更年月日

（添付書類） 変更内容がわかるもの

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

スタートアップからの公共調達の推進における
新事業分野開拓者認定に関する実施計画の変更の承認について

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、スタートアップからの公共
調達の推進における新事業分野開拓者認定に関する要綱第7条第1項及び第2項の規定に基
づき、当該実施計画の変更が適切なものであると認められましたので、申請どおり変更を承認
します。

担 当

電 話
メール

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

スタートアップからの公共調達の推進における
新事業分野開拓者認定に関する実施計画の変更の不承認について

年 月 日付けで申請のあったこのことについてはスタートアップからの公共調達の推進における新事業分野開拓者認定に関する要綱第7条第1項及び第2項の規定に基づき、当該実施計画の変更が適切なものであると認められませんでした。

担 当

電 話
メール

様式第6号（第8条関係）

スタートアップからの公共調達の推進における
新事業分野開拓者認定に関する実施計画に係る事業中止届

年 月 日

名古屋市長 殿

[申請者]

所 在 地：

名 称：

代表者職・氏名：

年 月 日付 第 号による認定に係る実施計画について、下記のとおり
事業を中止しますので、スタートアップからの公共調達の推進における新事業分野開拓者認定
に関する要綱第8条の規定により届け出ます。

記

1 事業中止の理由

2 事業中止の時期

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

スタートアップからの公共調達の推進における
新事業分野開拓者認定の取消しについて（通知）

年 月 日付 第 号により認定したことについては、下記のとおり取り消
します。

記

- 1 認定者 :
- 2 新商品等 :
- 3 認定期間 : 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 認定の取消し年月日 : 年 月 日
- 5 理由 : スタートアップからの公共調達の推進における新事業
分野開拓者認定に関する要綱第9条第1項第 号に該
当すると認めるため

担 当

電 話
メール